【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月９日
【中間会計期間】	第27期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	ＵＬＳグループ株式会社
【英訳名】	ULS Group，Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　横山　芳成
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目８番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＸ棟14階
【電話番号】	03-6890-1600
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ　　高橋　敬一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海一丁目８番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＸ棟14階
【電話番号】	03-6220-1416
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ　　高橋　敬一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第26期 中間連結会計期間	第27期 中間連結会計期間	第26期
会計期間		自2025年 ４月１日 至2025年 ９月30日	自2026年 ４月１日 至2026年 ９月30日	自2025年 ４月１日 至2026年 ３月31日
売上高	（百万円）	7,893	8,819	16,600
経常利益	（百万円）	1,546	1,704	3,063
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	（百万円）	965	1,045	2,027
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	989	1,069	2,089
純資産額	（百万円）	11,372	13,367	12,566
総資産額	（百万円）	13,856	16,075	15,719
1株当たり中間（当期）純利益金額	（円）	17.42	18.47	36.20
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額	（円）	16.84	17.95	34.71
自己資本比率	（%）	76.9	77.6	74.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	643	1,435	1,994
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△287	△155	△531
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△155	△324	△140
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	7,338	9,416	8,460

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．当社は、2025年10月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり中間（当期）純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額を算定しております。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績に関する分析

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、米国の金融・通商政策やイラン情勢等、様々なリスク要因はあるものの、好調な企業業績と良好な雇用環境の継続、賃上げの持続と賃上げ分の価格転嫁の進展により、概ね回復基調で推移しました。

当社グループの事業ドメインであるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）コンサルティング市場においては、９月日銀短観の2026年度設備投資計画等における大企業全産業のソフトウェア投資額が前年度比8.0%増加と高水準を維持するなど、ＤＸさらにはＡＸ（ＡＩトランスフォーメーション）を推し進める企業を中心にＩＴ投資の拡大基調が引き続き見込まれております。

このような経営環境の下、当中間連結会計期間の経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高	8,819百万円	（前年同期比11.7%増）
営業利益	1,705百万円	（前年同期比11.2%増）
経常利益	1,704百万円	（前年同期比10.2%増）
親会社株主に帰属する中間純利益	1,045百万円	（前年同期比8.3%増）

当中間連結会計期間の業績において特筆すべき事項は以下のとおりです。

①売上高

売上高は、前年同期比926百万円増加（11.7%増）の8,819百万円となり、中間連結会計期間としては過去最高を更新しました。金融、情報通信、自治体、サービス及び製造等を中心とする既存顧客からの旺盛な需要が継続したこと、新規顧客からの需要が着実に増えていること、またコンサルタントの採用活動が概ね順調に推移したことが主な要因です。

②採用面

コンサルタント数（注）は766名となり、前連結会計年度末比で53名（7.4%）の増員、前年同期末比で97名（14.5%）の増員となりました。

コンサルタントを含む当社グループ全体の従業員数は889名となり、前連結会計年度末比で69名（8.4%）の増員、前年同期末比で117名（15.2%）の増員となりました。

（注）コンサルタント数・・・コンサルティング事業に携わるコンサルタント数（当社グループへの出向者を含み、当社グループ外への出向者を含まないコンサルタントの人数）

③販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する中間純利益

販売費及び一般管理費は、主に、マネジメント及び管理部門の増員に伴う人件費の増加や、コンサルタントの増員とコンサルタント１人当たりの採用単価の上昇による採用費の増加や、晴海本社の増床に伴う賃料、減価償却費及び消耗品費の増加により、1,989百万円（前年同期比20.9%増）となりました。

営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する中間純利益については、販売費及び一般管理費が前年同期比20.9%増加したものの、売上高が前年同期比11.7%増加したことに加え、単価・稼働・品質管理を徹底したことから、それぞれ1,705百万円（前年同期比11.2%増）、1,704百万円（前年同期比10.2%増）、1,045百万円（前年同期比8.3%増）となり、中間連結会計期間としてはいずれも過去最高を更新しました。

(2) 財政状態に関する分析

①資産、負債及び純資産の状況

当中間連結会計期間末における総資産は、主に事業拡大による流動資産の増加及び増床に伴う固定資産の増加により、前連結会計年度末比2.3%増加の16,075百万円となりました。

負債は、主に前連結会計年度末の仕入債務の支払いや賞与の支払いにより、前連結会計年度末比14.1%減少の2,708百万円となりました。

純資産は、主に親会社株主に帰属する中間純利益の計上により、前連結会計年度末比6.4%増加の13,367百万円となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前中間純利益の計上、売上債権の回収、新株予約権の行使による株式の発行による収入等の要因及び法人税等の支払い、配当金

の支払い、増床に伴う有形固定資産の取得による支出等の要因により、前連結会計年度末比955百万円増加の9,416百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、1,435百万円（前年同期比123.1%増）となりました。これは主に税金等調整前中間純利益1,704百万円の計上、売上債権の回収747百万円、法人税等の支払額546百万円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、155百万円(前年同期は287百万円の使用）となりました。これは主に増床に伴う有形固定資産の取得による支出153百万円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、324百万円(前年同期は155百万円の使用）となりました。これは主に新株予約権の行使による株式の発行による収入75百万円、配当金の支払額412百万円等によるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は54百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【重要な契約等】

当社は、2026年７月29日開催の取締役会において、当社を完全親会社とし、ULSコンサルティング株式会社、ULSパブリス株式会社（2026年10月１日付けで、ピースミール・テクノロジー株式会社より名称変更）、株式会社アークウェイを完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、2026年７月29日に株式交換契約を締結しました。

詳細は、「第４　経理の状況　１　中間連結財務諸表　注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	232,000,000
計	232,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月９日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	64,182,000	64,252,000	東京証券取引所スタンダード市場	単元株式数100株
計	64,182,000	64,252,000	―	―

（注）「提出日現在発行数」欄には、2026年11月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2026年3月25日取締役会決議及び2026年4月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役　1 当社の従業員　4 当社子会社の取締役　3 当社子会社の従業員　45
新株予約権の数（個）	3,030
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式　3,030,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	495,000（注）3
新株予約権の行使期間	自　2026年 4月30日 至　2036年 9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　499（注）4 資本組入額　249.5（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

（注）１．新株予約権の発行時（2026年４月30日）における内容を記載しております。

２．本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

３．１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は金495円とする。

＜行使価額の修正＞

行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、権利行使日（以下、「修正日」という。）の株価終値に修正され、1円未満の端数を切り上げる（以下、「修正後行使価額」という。）。但し、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、当初行使価額を修正後行使価額とする。
上記に関わらず、2027年3月期から2036年3月期までに当社ののれん償却費及び株式報酬費用控除前の経常利益が60億円を超過した場合（以下、「業績条件」という。）には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後、上記による修正は行わない。上記におけるのれん償却費及び株式報酬費用控除前の経常利益の判定においては、当社の当該各期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益に同報告書に記載される連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書）におけるのれん償却費及び株式報酬費用を加算した金額を参照するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書等の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を定めることができるものとする。なお、当該行使価額の当初行使価額への修正は、業績条件を達成した事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌月1日から適用する。
＜行使価額の調整＞
本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換、株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
また、「時価」とは、当該新株の発行または自己株式の処分の払込期日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値（１円未満の端数は切り上げる。）または割当日における当社普通株式の普通取引終値のいずれか高い金額とする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

４．発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1株あたり495円に、新株予約権の発行価額1株あたり4円（新株予約権1個あたり4,000円）を合算しております。

５．資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から、上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

６．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、かかる要件を満たさない場合においても、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

７．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

(a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当社取締役会で別途定める日の到来をもって、未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年４月１日～2026年９月30日（注）１	329,000	64,182,000	51	1,041	51	1,032

（注）１．新株予約権の行使による増加であります。

２．2026年10月１日から2026年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が70,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ15百万円増加しております。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
漆原　茂	東京都世田谷区	25,686,000	45.14
高橋　敬一	神奈川県横浜市中区	2,920,000	5.13
ULSグループ従業員持株会	東京都中央区晴海1丁目8-10 トリトンスクエアタワーX14階	2,689,387	4.73
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,420,700	2.50
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,194,985	2.10
TISI株式会社	東京都新宿区西新宿8丁目17-1 住友不動産グランドタワー	1,100,000	1.93
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK（東京都中央区日本橋3丁目11-1）	1,063,000	1.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号　赤坂インターシティAIR	949,100	1.67
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6番21号	664,400	1.17
馬場　由美子	神奈川県横浜市磯子区	616,500	1.08
計	―	38,304,072	67.31

（注）当社は自己株式（7,276,620株）を保有しておりますが、上記大株主の状況からは除外しております。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 7,276,600	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 56,889,200	568,892	―
単元未満株式	普通株式 16,200	―	―
発行済株式総数	64,182,000	―	―
総株主の議決権	―	568,892	―

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ＵＬＳグループ株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番10号　晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＸ棟14階	7,276,600	―	7,276,600	11.34
計	―	7,276,600	―	7,276,600	11.34

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）	就任年月日
取締役CSO	古澤　憲一	1966年11月21日生	1990年４月　（株）エイ・エス・ティ入社 1998年４月　（株）イーシー・ワン入社 2004年10月　（株）トラストコンベクション取締役 2008年10月　（株）イーシー・ワン入社同社取締役 2010年６月　当社取締役 2011年６月　ウルシステムズ（株）（現ULSコンサルティング（株））取締役 2011年10月 2026年６月　当社取締役就任（現任）	（注）	250,000	2026年６月25日

（注）任期は、2026年３月期に係る定時株主総会終結の時から2027年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性5名　女性2名（役員のうち女性の比率28.57%）

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、ひびき監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,460	9,416
売掛金及び契約資産	5,200	4,452
仕掛品	―	0
その他	124	196
流動資産合計	13,784	14,066
固定資産		
有形固定資産	413	496
無形固定資産		
のれん	38	34
その他	8	8
無形固定資産合計	47	42
投資その他の資産		
投資有価証券	466	465
その他	1,007	1,004
投資その他の資産合計	1,474	1,470
固定資産合計	1,934	2,009
資産合計	15,719	16,075
負債の部		
流動負債		
未払金	462	338
未払費用	459	417
賞与引当金	1,107	811
品質保証引当金	1	―
未払法人税等	566	650
その他	555	490
流動負債合計	3,152	2,708
負債合計	3,152	2,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	990	1,041
資本剰余金	1,413	1,464
利益剰余金	10,411	11,043
自己株式	△1,093	△1,093
株主資本合計	11,721	12,456
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15	14
その他の包括利益累計額合計	15	14
新株予約権	499	540
非支配株主持分	331	356
純資産合計	12,566	13,367
負債純資産合計	15,719	16,075

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上高	7,893	8,819
売上原価	4,714	5,125
売上総利益	3,178	3,694
販売費及び一般管理費	※ 1,645	※ 1,989
営業利益	1,533	1,705
営業外収益		
受取利息	7	15
受取配当金	5	－
為替差益	－	1
その他	0	1
営業外収益合計	13	17
営業外費用		
支払手数料	－	19
その他	0	0
営業外費用合計	0	19
経常利益	1,546	1,704
税金等調整前中間純利益	1,546	1,704
法人税等	557	633
中間純利益	989	1,070
非支配株主に帰属する中間純利益	23	25
親会社株主に帰属する中間純利益	965	1,045

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純利益	989	1,070
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
その他の包括利益合計	△0	△0
中間包括利益	989	1,069
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	965	1,044
非支配株主に係る中間包括利益	23	25

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,546	1,704
減価償却費	56	74
のれん償却額	4	4
株式報酬費用	59	55
賞与引当金の増減額（△は減少）	△130	△296
品質保証引当金の増減額（△は減少）	－	△1
受注損失引当金の増減額（△は減少）	△39	－
受取利息	△7	△15
受取配当金	△5	－
固定資産除却損	0	0
売上債権の増減額（△は増加）	218	747
棚卸資産の増減額（△は増加）	△2	△0
その他の資産の増減額（△は増加）	△53	△68
未払金の増減額（△は減少）	50	△127
未払費用の増減額（△は減少）	△136	△42
未払法人税等（外形標準課税）の増減額（△は減少）	0	△2
その他の負債の増減額（△は減少）	△237	△64
小計	1,323	1,967
利息及び配当金の受取額	13	15
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△693	△546
営業活動によるキャッシュ・フロー	643	1,435
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△286	△153
無形固定資産の取得による支出	△0	△0
敷金及び保証金の差入による支出	－	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△287	△155
財務活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△7	－
新株予約権の行使による株式の発行による収入	180	75
新株予約権の発行による収入	0	12
配当金の支払額	△329	△412
財務活動によるキャッシュ・フロー	△155	△324
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	201	955
現金及び現金同等物の期首残高	7,137	8,460
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 7,338	※ 9,416

【注記事項】

（中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

（中間連結損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
役員報酬	166百万円	195百万円
給与及び手当	314	400
採用費	407	479
賞与引当金繰入額	86	105

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金	7,338百万円	9,416百万円
現金及び現金同等物	7,338	9,416

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月25日定時株主総会	普通株式	330	60	2025年３月31日	2025年６月26日	利益剰余金

（注）2025年10月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。「１株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

２．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月25日定時株主総会	普通株式	413	7.30	2026年３月31日	2026年６月26日	利益剰余金

２．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

当社グループは、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）

当社グループは、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

契約形態別に分解した金額は、以下のとおりであります。

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント
	コンサルティング事業
準委任契約	6,387
請負契約	1,506
顧客との契約から生じる収益	7,893

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント
	コンサルティング事業
準委任契約	7,650
請負契約	1,169
顧客との契約から生じる収益	8,819

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) １株当たり中間純利益金額	17円42銭	18円47銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益金額（百万円）	965	1,045
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額（百万円）	965	1,045
普通株式の期中平均株式数（株）	55,450,537	56,624,232
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	16円84銭	17円95銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（株）	1,884,787	1,624,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（注）当社は、2025年10月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

（簡易株式交換による完全子会社化）

当社は、2026年７月29日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社であるULSコンサルティング株式会社（以下、「ULSコンサルティング」という。）、ULSパブリス株式会社（2026年10月１日付けで、ピースミール・テクノロジー株式会社より名称変更。以下、「ULSパブリス」という。）、株式会社アークウェイ（以下、「アークウェイ」という。）の３社（以下、総称して「連結子会社３社」という。）をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換（以下、これらを個別に又は総称して「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で連結子会社３社との間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」という。）を締結いたしました。

１．本株式交換の概要

（１）株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	事業の内容
ULSコンサルティング株式会社	コンサルティング事業
ULSパブリス株式会社	コンサルティング事業
株式会社アークウェイ	コンサルティング事業

（２）本株式交換の目的

今後の事業環境の変化に、より的確且つ機動的に対応できるグループ経営の体制を整備しグループ経営の一体化・効率化を進めていくため、今般、連結子会社３社を完全子会社化することといたしました。

（３）本株式交換の効力発生日

2026年10月１日

（４）本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、連結子会社３社をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においてはいずれも会社法第796条第２項の規定に基づく簡易株式交換であるため、当社は株主総会の決議による各株式交換契約の承認を経ずに本株式交換を行い、ULSコンサルティングにおいては、会社法第784条第１項本文の規定に基づく略式株式交換であるため、株主総会の決議による株式交換契約の承認を経ずに本株式交換を行いました。また、ULSパブリスとアークウェイにおいては、2026年８月14日開催の両社の臨時株主総会の決議により本株式交換契約の承認を得たため、2026年10月１日に本株式交換を実施しております。

（５）結合後企業の名称

ピースミール・テクノロジー株式会社はULSパブリス株式会社に名称変更しております。なお、ULSコンサルティング株式会社及び株式会社アークウェイについて名称変更はありません。

２．子会社株式の追加取得に関する事項

（１）取得原価及び対価の種類ごとの内訳

（ULSコンサルティング）

取得の対価　普通株式（自己株式）	107百万円
取得原価	107百万円

（ULSパブリス）

取得の対価　普通株式（自己株式）	617百万円
取得原価	617百万円

（アークウェイ）

取得の対価　普通株式（自己株式）	137百万円
取得原価	137百万円

（２）本株式交換に係る割当ての内容

（ULSコンサルティング）

	当社 （株式交換完全親会社）	ULSコンサルティング （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	1,011
本株式交換により交付した株式数	当社普通株式：202,200株	

（ULSパブリス）

	当社 （株式交換完全親会社）	ULSパブリス （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	37,342
本株式交換により交付した株式数	当社普通株式：1,157,602株	

（アークウェイ）

	当社 （株式交換完全親会社）	アークウェイ （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	6,439
本株式交換により交付した株式数	当社普通株式：257,560株	

（注１）当社が保有する連結子会社３社の株式（ULSコンサルティング27,800株、ULSパブリス149株、アークウェイ160株）については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。なお、交付した株式は、全て当社が保有する自己株式にて対応しており、本株式交換における割当てに際して新たに株式は発行しておりません。

（注２）当社は、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公平性・妥当性を確保するため、当社及び連結子会社３社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼しております。

３．会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理を行います。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月９日

ＵＬＳグループ株式会社

取締役会　御中

ひ　び　き　監　査　法　人
東京事務所

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　田　中　弘　司

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　香　取　隆　道

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているＵＬＳグループ株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＬＳグループ株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。